

大崎町地域計画協議の場（益丸地域）の結果について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大崎町長 東 靖弘

市町村名	大崎町	
地域名	益丸地域（上郷，中郷，迫郷，下益丸）	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月8日 （第1回）	

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の区画形状は10aであるため、農業機械の作業効率が低下し、地域内の農道は幅員が狭く通作や農産物の搬出に支障をきたしている。また、用排水路が兼用のため農地の汎用化の阻害要因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域集積に取り組んだ当初に比べて中心となる経営体として位置付けた担い手以外が耕作する農地を離農等により地域内の担い手に集積することができつつあるため、さらに効率的に集積を図っていく。しかし、地域内の担い手が少ない状況であり、今後新たな担い手の育成、確保することが地域農業にとって急務である。

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等の面積	54.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.2 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は別添地図のとおり）

人・農地プランの益丸地域をベースとし、農業振興地域内を区域とする。

3. 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積, 集団化の取組
農地中間管理機構関連農地整備事業の担い手への集積要件をクリアするため, ほ場整備後の担い手への集積方針を今後定める予定。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業機構関連事業ではほ場整備を行う予定であるため, 農地中間管理機構の活用率は約98%と高い。
(3) 基盤整備事業への取組
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用してほ場整備を行う予定であり, 令和2年度に計画承認, 令和6年度に着工, 令和11年度に完成を予定している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域の担い手が不足しているため, ほ場整備を契機に近隣の担い手農家に参入を促す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下の任意記載事項

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業
	④輸出		⑤果樹等		⑥燃料・資源作物等
	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他

【選択した上記の取組内容】

--